

12. ダイオキシン類



12. ダイオキシン類

概 況

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月に制定、平成12年1月に施行された。

この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査等を定めている。この法律により、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務づけられた。

平成19年3月31日現在の届出数は次のとおりであり、内容については、表47のとおりである。

大気関係特定施設	15事業所	19施設
水質関係特定施設	6事業所	14施設

表 47 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況

平成19年3月31日現在

施 設 名		事業所数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉		19
	計	15	19
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等		11
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設		3
	計	6	14

(愛知県環境部資料)

(1) 土壌環境調査

市内1地点（北今児童遊園）で年1回（7月）調査を実施した。表-48は平成18年度の土壌中のダイオキシン類の調査結果である。

これによると土壌中のダイオキシン類は、9.7pg-TEQ/gであり、環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合した。

(2) 水環境調査

表-49は、平成18年度の水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類の年平均値は、1.3 pg-TEQ/lであり、環境基準（1 pg-TEQ/l：年平均値）に不適合であった。なお、追跡調査の結果では環境基準を下回った。

表-50は、平成18年度の水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果である。

これによると日光川北今橋でダイオキシン類は、0.93pg-TEQ/g（9月）であり、環境基準（150pg-TEQ/g）に適合した。

表 - 48 土壌環境におけるダイオキシン類調査結果

調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/g)
北今児童遊園	9.7	平成18年7月3日	1,000

(愛知県環境部資料)

表 - 49 水環境（公共用水域・水質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/ℓ)		調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
河川名	地点名				
日光川	北今橋	1.3	2.3	平成18年 9月 5日	1
			0.25	平成19年 1月12日	

※ 追跡調査結果 0.42pg-TEQ/ℓ (平成18年11月6日)

(愛知県環境部資料)

※ 調査結果は年平均値に併せて右に各測定結果を記載した。

表 - 50 水環境（公共用水域・底質）におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)	調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川名	地点名			
日光川	北今橋	0.93	平成18年 9月 5日	150

(愛知県環境部資料)